

令和 5 年 2 月 24 日

伊藤忠連合健康保険組合
理事長 大喜多 治年

保健事業補助金支給規程の一部変更について

前略 重症化予防プログラムの本人負担を廃止するため、本規程第 8 条（データヘルス事業に係る補助の範囲）の一部を変更する。

草々

新旧対照表					
新			旧		
<u>(データヘルス事業に係る補助の範囲)</u> 第 8 条			<u>(データヘルス事業に係る補助の範囲)</u> 第 8 条		
<u>事業の別</u>	<u>対象者</u>	<u>実施方法及び補助額</u>	<u>事業の別</u>	<u>対象者</u>	<u>実施方法及び補助額</u>
オンライン禁煙プログラム	禁煙外来利用者を除く被保険者	プログラム費用のうち、本人負担額を 10,000 円とし、本人負担額を除く費用を補助する。	重症化予防プログラム	40 歳以上の被保険者の健診結果とレセプトを分析し、血管病や糖尿病腎症等の発症予測を行い高リスクと判定された者	プログラム費用のうち、本人負担額を 20,000 円とし、本人負担額を除く費用を補助する。
			オンライン禁煙プログラム	禁煙外来利用者を除く被保険者	プログラム費用のうち、本人負担額を 10,000 円とし、本人負担額を除く費用を補助する。
(附 則) この規程は令和 5 年 4 月 1 日より施行する			(附 則) この規程は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。		

以上